

（あて先）

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

土地使用承諾書

このたび、私たちが所有する私道に岐阜市上下水道事業部が下水道を設置することについて、異議なく同意し下記事項を遵守します。

土地の所在地（私道）	土地所有者住所	氏 名（実印）

※印鑑登録証明書を添付してください。

※世帯単位ごと等、必要に応じて複数枚使用し提出してください。

記

〔遵守事項〕

- 1 私道は、将来にわたって現状のままとし、公道に準ずる道路として使用します。
- 2 私道への下水道の設置に伴う土地使用料は無償とし、使用期間は下水道の存置期間とします。
- 3 私道を他人に譲渡し、又は新たな権利を設定しようとするときは、その譲渡を受け、又は権利を取得する者に対し、岐阜市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が無償で当該私道を使用する権利を承継します。
- 4 私道に設置された下水道に関し新たに排水設備の接続申請があった場合は、私道への排水設備の設置及び当該設置に伴う土地の使用について承諾します。
- 5 下水道設置後に、当該下水道の維持管理上の修繕及び改良に係る工事が必要となった場合に、岐阜市上下水道事業部が土地を掘削し使用することを承諾します。
- 6 舗装復旧等は、岐阜市が管理する道路に準じた復旧方法とすることを承諾し、下水道の設置から2年経過後は、自らの責任において管理します。
- 7 私道に工作物を設置する場合は、下水道の維持管理に支障がないようにします。
もし、支障又は支障のおそれがあるときは、岐阜市上下水道事業部と協議します。
その結果、下水道の支障移転又は防護などの工事が生じた場合は、要する費用のすべてを関係者一同で負担します。
- 8 私道に設置された下水道を変更又は廃止しようとする者は、私道に設置された下水道の使用者及び利害関係者の同意書を添え、管理者の承認を受けます。この場合において、当該変更又は廃止に要する費用は、その変更又は廃止をしようとする者が負担します。